平成２８年（フ）第２０号
岩手県一関市三関字日照57番地　Ｄ棟
債務者　大和　昭輝
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２１号
岩手県一関市三関字日照57番地　Ｄ棟
債務者　大和　光江
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２９８号
北九州市小倉北区金鶏町６番10―303号
債務者　村岡　奈々
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１０号
北九州市八幡東区大宮町20番16号（Ａ―106）
債務者　義　　直樹
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１６号
北九州市小倉北区赤坂４丁目７番１―304号
債務者　伊崎みゆき
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１７号
北九州市小倉南区田原新町３丁目９番７号（Ｂ202）
債務者　戸坂真奈美
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３２５号
北九州市小倉北区泉台２丁目14番14―306号
債務者　浜田　和久
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３２６号
北九州市小倉北区泉台２丁目14番14―306号
債務者　浜田　智子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１９号
函館市東山３丁目６番５号　小西アパート
債務者　八重樫ともみ（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
広島県三次市東酒屋町180番地215
債務者　林　ユキコ
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１２１１号
大阪市生野区巽東３丁目７番６―406号
債務者　南　　隆平
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９５号
大阪市西区新町４丁目７番１号　902
債務者　栃原　　亮
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９６号
大阪市東住吉区杭全１―17―15―201、住民票上の住所大阪府四條畷市米崎町９番９号
債務者　長光　　怜
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８０１号
大阪府豊中市上新田４丁目８番Ｄ―1003号
債務者　池田　早苗
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６７号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目２番92―101号、前住所大阪府寝屋川市東大利町17番１号（302号）
債務者　生　　紘子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１３号
大阪市大正区南恩加島３丁目１番22号
債務者　前田　忠彦
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９４９号
大阪市東淀川区下新庄５丁目16番15号
債務者　白河美夏子
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７６号
大阪市城東区野江３丁目８番10号
債務者　森　　知美
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部